

# 令和7年度 介護予防・日常生活支援総合事業 集団指導

和歌山県紀の川市  
福祉部高齢介護課 総合事業班

令和8年3月



# ご視聴いただく事業所の皆様へ

本動画をご視聴いただき、サービス提供事業所の皆様が介護保険法の第1条（目的）に基づいたサービスの提供が出来ているかをご確認ください。  
また、今回の集団指導は紀の川市指定における第1号事業を実施する事業所の皆様を対象とさせていただきます。

介護保険を取り巻く状況は、財政状況も厳しく、介護人材の不足している中、サービスの質の向上、多様化する生活支援ニーズへの対応等が求められています。紀の川市総合事業では、フレイル予防の強化や専門職以外の生活支援の担い手の確保に重点を置き事業を進めています。

今後とも地域包括ケアシステムの充実と適正な介護保険制度運営に、皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

各資料については、当市ホームページよりダウンロードしてください⇒



# プログラム

- ・ 介護保険制度の理念について
- ・ 訪問・通所型サービスCについて
- ・ 令和8年度の報酬改定について
- ・ 電子申請について

# 介護保険制度の理念

## 第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

**要介護状態となり支援が必要な方々を対象に、その方々が有する能力に応じたその人らしい生活が営めるように必要なサービスを行う。**

# 介護保険制度の理念

## 第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする



**要介護状態にならないように努力すること。要介護状態になった場合でも機能の維持・向上に努めること。**

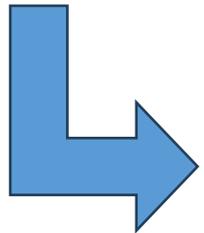
# 介護保険制度の理解

## 自立支援にむけたサービスとは・・・

■自立支援 = 『自分でなんでもできること』  
『身の回りのことを代わりにやってあげる』

ではない！

自立支援とは、単に身の回り世話をすることではありません。  
本人がまだ出来ることを見極め、「本人がやりたいこと」「自分らしい生活」を  
本人の力で、あるいは適切な助けを借りて実現できるようにサポートすることです。



自立支援には、事業所だけで完結するのではなく、ケアマネジャーや関係者と連携することが重要です。  
それぞれが別々の目標にならないように「チーム」として支援が出来るようにしてください。

# 介護保険制度の理解

利用者の状態は十人十色で全員が同じサービスでいいはずがありません

- 事業所を経営されている方
- 現場の管理をされている方
- 介護職員として働かれている方 など

介護サービスに従事される皆さんそれぞれが介護保険制度を理解し利用者の状態像に応じたサービスが提供されていますか？

関係職員の皆さまが「介護保険」をご理解いただきながらサービス提供をしていただいているとは思いますが、再度ご確認ください。

介護保険の費用は、市民の皆さんからの保険料と税金です。

財源には限りがあるため、総合事業を活用し早期介入と重度化防止を念頭にサービスの提供をよろしくお願いいたします。



# 訪問・通所型サービスC（短期集中予防サービス）

## 訪問・通所型サービスC（短期集中予防サービス）とは??

気力や体力が落ちてきた早い段階でリハビリ専門職等による3か月間（6か月間）の支援により本人が「やりたいことが出来る暮らし」を目指すサービスです。サービスのポイントは、利用者本人が「自分で自分のことを管理できるようになる」ことです。

### 短期集中予防サービスのポイント

生活の  
しづらさを  
解消する



セルフ  
マネジメント  
が可能になる

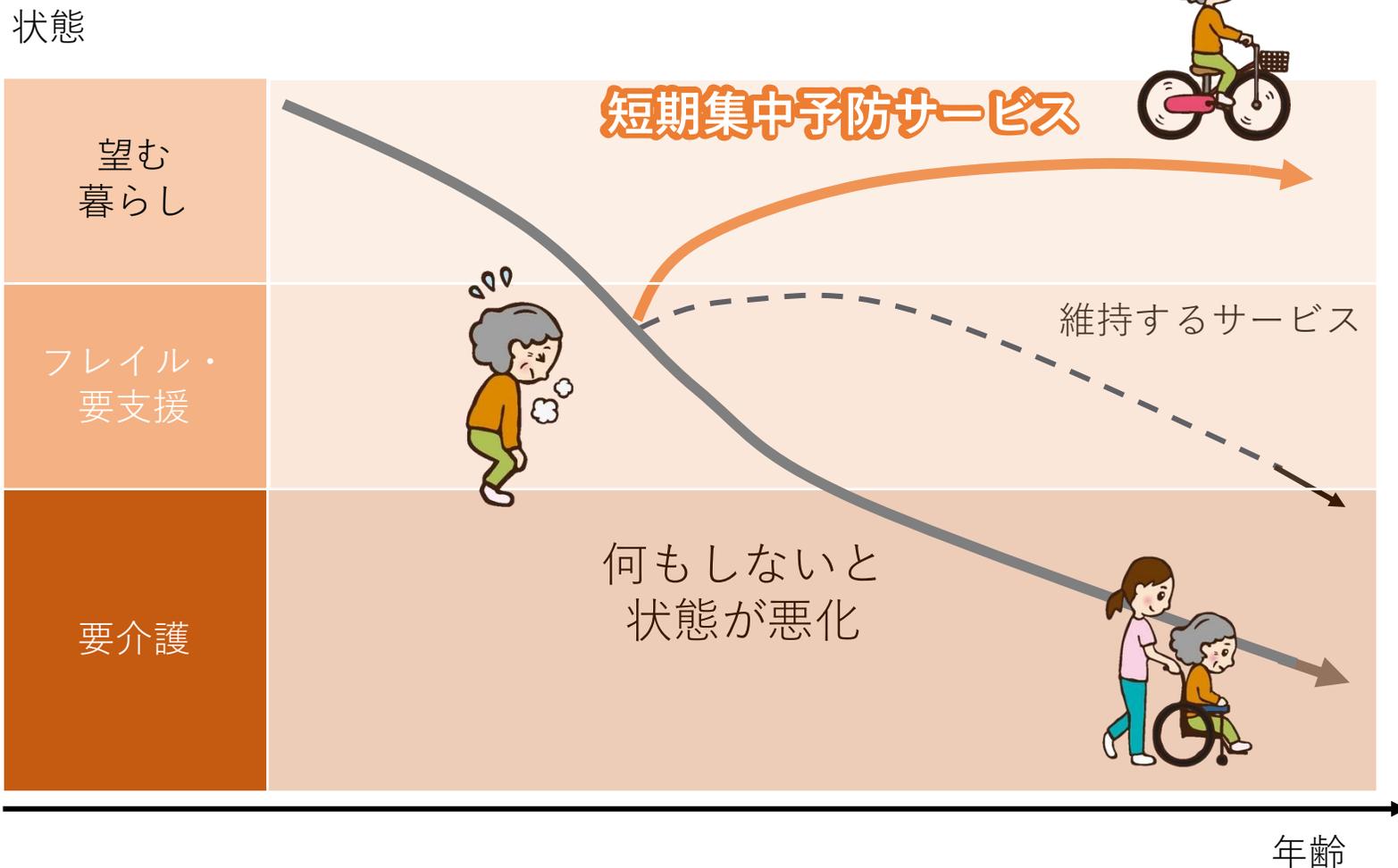


地域資源を  
活用した  
生活をおくる



# 訪問・通所型サービスC（短期集中予防サービス）

短期集中予防サービスが目指すもの



サービス終了後の生活を見据えた介入を重視



通いの場  
公民館講座

ボランティア活動  
(フレイルサポーター・認知症サポーター)



就労的活動支援事業

セルフマネジメント  
その他



# 短期集中予防サービスの多面的な支援

## 運動機能へのアプローチ



- 掲示物などを確認しながら練習をする
- 持ち帰り資料をもとに自宅で運動をする
- 適宜、利用者が運動をしている様子を見ながらスタッフが支援する

## IADLや社会参加へのアプローチ



- 本人の興味や生活歴などをもとに地域資源の情報を提供
- 地域資源を利用できるような支援

## 口腔へのアプローチ



- 口腔状態をチェックシートなどを使って一緒に確認
- 関心度に合わせて自主トレーニングや生活習慣の提案を行う

## 栄養へのアプローチ



- アセスメントシートを使って栄養状態を評価
- 食事などの提案を行う

利用者に合わせて多面的な支援が必要

# PDCAサイクルの循環

## Plan [計画]

負荷の調整  
メニューの変更  
⇒改善の提案

## Action [改善]

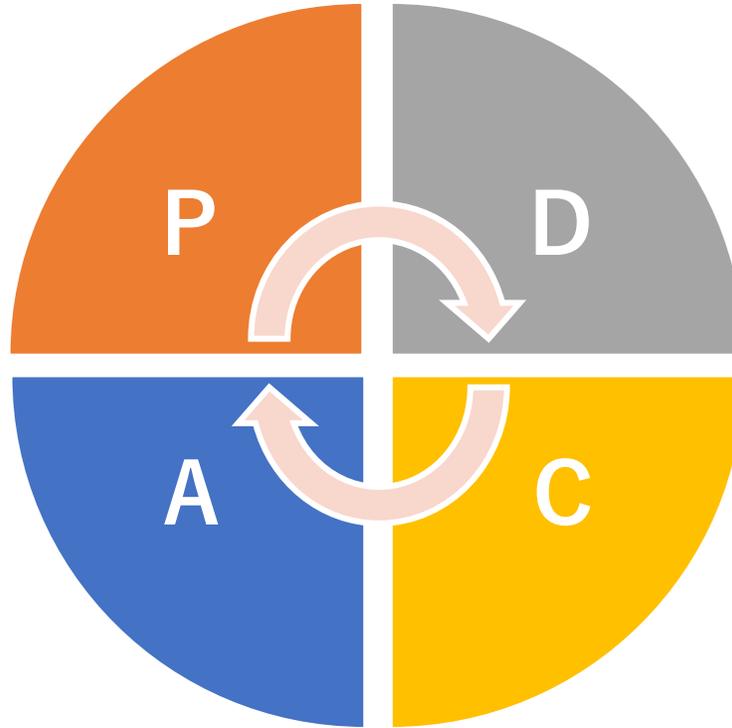
アセスメント  
⇒課題整理・計画の立案  
⇒目標設定

## Do [実行]

日々の活動の取り組み  
⇒解決策の実行

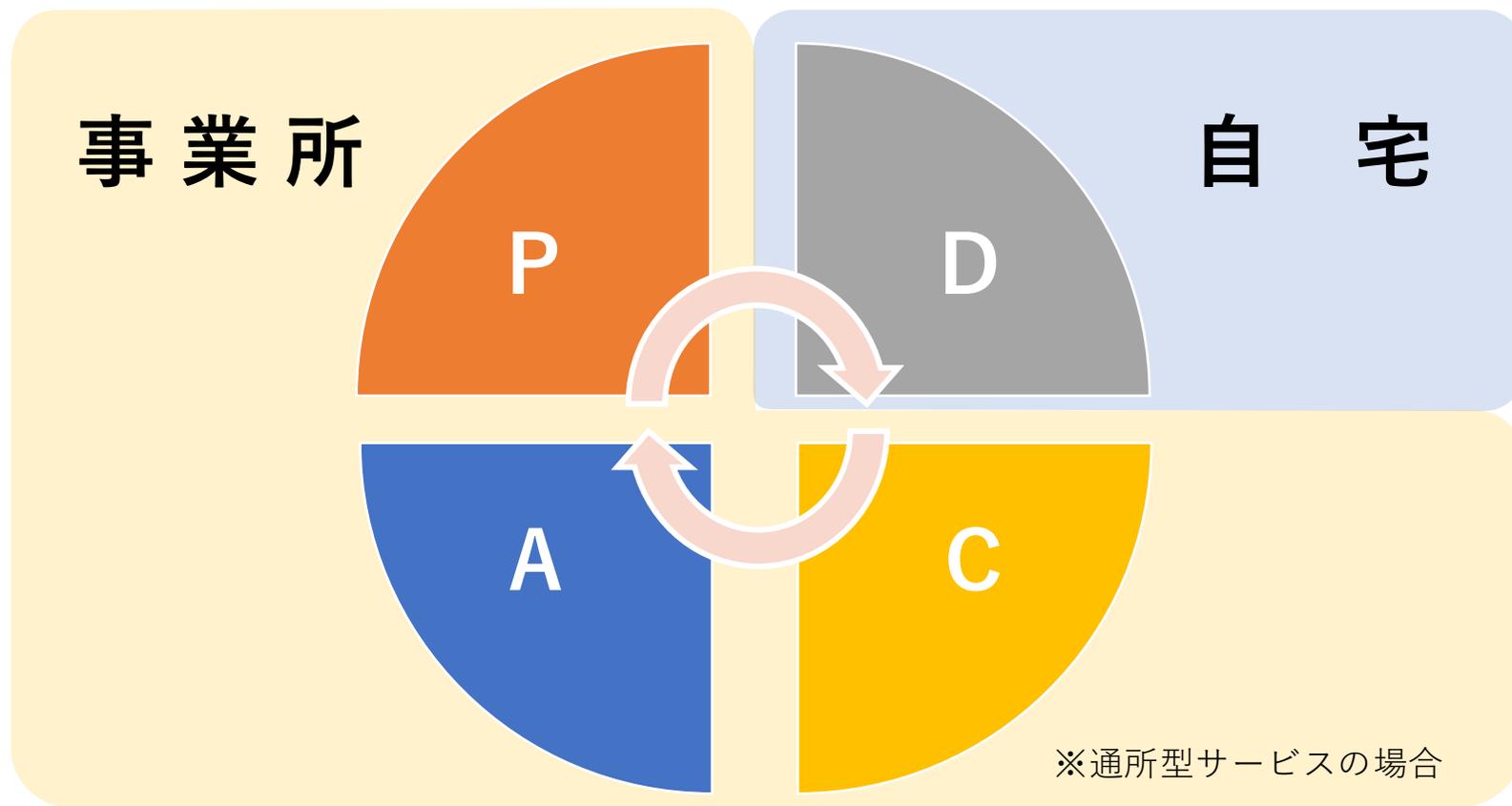
## Check [評価]

目標達成状況  
⇒変化の確認



利用者が主体となってPDCAサイクルを回すことができるように一緒に考える  
⇒セルフマネジメントを身につけることにつながる

# PDCAサイクルの循環



- ✓ 事業所で実施するのはあくまで“Plan, Check, Action”で、“Do”は自宅
- ✓ 自宅で過ごす1週間の生活を立て直す

# 常駐リハビリ専門職の活用

ケアマネジャーとリハビリ専門職が連携をすることで、利用者の心身機能を評価し、より利用者にあったケアプランの作成ができる。

## ケアマネジャーとの同行訪問

介護保険における住宅改修・福祉用具等の給付やサービスを選ぶときに、専門的知識を有するリハビリ専門職等の同行訪問を行い

- A D L の評価・家屋環境の評価・心身の評価
- 課題の抽出や目標設定
- 認知症などの個々の対応に苦慮している… などのお悩みについて一緒に考えます！



同行訪問だけでなく、事業所へお伺いすることもできます  
サービス提供にあたり個別の目標設定や評価などについてご相談ください。

**POINT 1** いつでも・何回でも気軽に電話相談

**POINT 2** 費用もかからず、その後の報告もありません

# 令和8年度介護報酬改定について

## 介護報酬改定の概要

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。



- ①令和9年度の介護報酬改定を待たず、期中改定を実施となります
- ②全体の改定率は2.03%となります
- ③介護職員のみならず、介護従事者を対象に幅広く賃上げを実施します
- ④生産性向上や協働化に取り組む事業者に対して新たに上乘せの加算区分を設けます

# 令和8年度介護報酬改定について

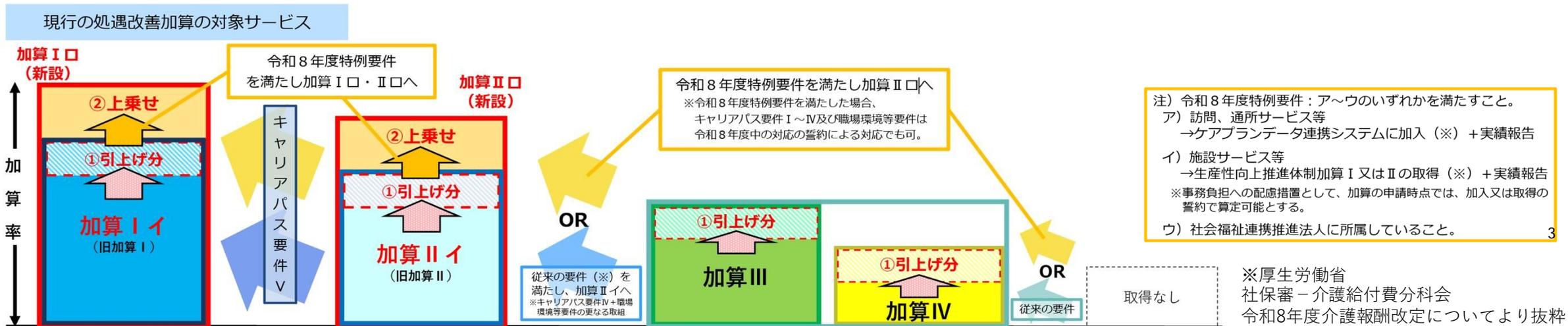
## 介護職員処遇改善加算の拡充

介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）

- ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
- ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



# 令和8年度介護報酬改定について

## ケアプランデータ連携システムの加入

新設された上乗せ加算の算定要件の一つである、ケアプランデータ連携システムについて以下の点をご留意ください。

- ①令和8年度は特例要件として、加算の申請時点では加入または取得の誓約で算定可能となります。
- ②PC・ネット環境・対応している介護ソフト・電子請求用のIDが必要になります。  
詳しくは「ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト」からご確認ください

## ケアプランデータ連携システムとは

- ・ 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされる「ケアプラン（居宅サービス計画書、サービス提供票など）」のデータを、オンラインで安全に送受信できるシステムとなります。
- ・ 紙やFAXでのやり取りから、デジタルデータでの直接連携を行うシステムです。
- ・ 業務効率化・転記ミスの削減・セキュリティ向上などを目的に構築されています。

ケアプランデータ連携システム  
ヘルプデスクサポートサイト



# 電子申請について

## 電子申請の義務化

令和8年4月より、指定申請・更新申請・変更届・加算届などの手続きは、「電子申請・届出システム」の使用が原則となります。

電子申請・届出システムのご利用にあたっては、GビズIDの取得が必須となります。

詳しくは「きのくに介護deネット、電子申請・届出システムについて」からご確認ください

## 電子申請・届出システムとは

- ・ 行政機関（省庁・自治体など）への申請・届出・報告といった手続きをインターネットを通じてパソコンから行えるシステムです。
- ・ 来庁や郵送が不要となります。
- ・ 自治体専用の様式などは、対応しない場合があるので注意が必要です。

きのくに介護deネット  
電子申請・届出システムについて



# さいごに

ご視聴いただきありがとうございました。

ホームページまたは下記二次元コードからフォームより  
視聴報告を行ってください

報告をもって出席とさせていただきます。

(居宅介護事業所における報告は不要です)

ホームページ



報告LoGoフォーム



今後とも、紀の川市介護保険事業に  
ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。